

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(VII-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制のさらなる充実を図ること(施策目標VII-2-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2:児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	担当 部局名	子ども家庭局家庭福祉課、家庭福祉課虐待防止対策推進室、母子保健課	作成責任者名	子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 柴田 拓己 子ども家庭局母子保健課 小林 秀幸
<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <p>【児童虐待防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待への対応については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加しており、重篤な児童虐待事件も生じている中で、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の累次の改正などにより制度的な充実や発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。 具体的には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を策定し、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールの見直し・徹底をすること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保等を講ずることとしている。 また、同対策に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、令和4(2022)年度までに、児童福祉司を約3,200人から約2,000人増加させることや、市区町村子ども家庭総合支援拠点(※1)を全市町村に設置することとしている。 ※1 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等によるソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。 さらに、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等の強化を内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を決定している。この中では、児童虐待の発生予防・早期発見のために、乳幼児健診未受診者や、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を行うことや、成育基本法(平成30年法律第104号)に基づき策定される成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進めることとされている。 この他、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)では、①親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、②児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること等が盛り込まれており、一部を除き令和2年4月1日から施行される。 <p>【社会的養護の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年の改正後の児童福祉法では、以下のように規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。 ◆ 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。 ◆ 児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。 これを踏まえ、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭的養育の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設については、ケア形態の小規模化や地域分散化を図ることとしている。また、社会的養護の施設が質の高い支援を実施するため、施設種別ごとの運営方針を策定するとともに、第三者評価の実施や施設長研修の受講を義務付けている。 また、施設を退所した子どもの自立に向けた支援を強化しており、これらによって、虐待を受けた子ども等への支援を実施している。 <p>【配偶者からの暴力対策等の女性保護施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力被害等に対する相談・保護等の支援については、以下のような各種施策を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護、民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施 ② 婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施 ③ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備 ④ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置 ⑤ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化 ⑥ 婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施 ⑦ 外国人被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施 ⑧ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設において、個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を実施 					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1 児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づいた確・迅速な対応が必要となっている。</p> <p>2 児童虐待による死亡事例において0歳児の死亡事例が多いこと等から、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時など妊娠期間から関わることが重要であるとともに、早期発見・早期対応には、新生児訪問時等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要である。</p> <p>3 保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもについては、できる限り良好な家庭的環境において養育されることが望ましく、里親等への委託や施設の小規模・地域分散化を一層推進する必要がある。また、社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難な直面することが多いことから、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。</p> <p>4 配偶者からの暴力(DV)が深刻な社会問題になっている状況にあり、被害者のための相談・保護・支援体制を整備することが課題となっている。</p>				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること。	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、令和4(2022)年度までの児童相談所の専門職の増員等の目標を盛り込んでいるため。また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)においても、児童相談所への専門職の配置や職員の資質向上等の児童相談所の体制強化施策を盛り込んでいるため。
	目標2 (課題2)	妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること。	子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。また、女性健康支援センター等では、保健師等による予期せぬ妊娠等についての相談指導等を行っている。これらに加え、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業の活用によって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。
	目標3 (課題3)	里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること。	平成28年の児童福祉法改正により家庭養育優先の理念を明確にするため規定された児童福祉法第3条の2において、以下のように規定されているため。 ・ 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。 ・ 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。 ・ 児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。 また、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける必要があるため。
	目標4 (課題4)	DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること。	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)において「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれているため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
① 児童福祉司数 (アウトプット)	3,240人	平成29年度	5,260人	令和4(2022)年度	前年度 (3,030人) 以上	前年度 (3,240人) 以上	4,300人	4,700人	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。
2 児童虐待による死亡数 (アウトカム)	心中以外 58人 心中41人	平成23年度	それぞれ が減少	令和2年度	それぞれ が減少	それぞれ が減少	それぞれ が減少	それぞれ が減少	-	児童相談所の体制強化等(新プランに基づく児童福祉司等の増加など)の結果として、児童虐待による死亡数を減少させることが目標であるため、指標として選定している。 (参考)「健やか親子21(第2次)について検討会報告書」(平成26年4月「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会)において定められた数値目標である。
3 児童心理司数 (アウトプット)	1,355人	平成29年度	800人増	令和4(2022)年度	前年度 (1,329人) 以上	前年度 (1,355人) 以上	1,610人	1,790人	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。
4 保健師の児童相談所への配置割合 (アウトプット)	48.6%	平成29年度	100%	令和4(2022)年度	100%	100%	100%	100%	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)	189億円(84億円)	169億円		1.2	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスタリング)事業、⑩里親への委託前養育等支援事業、⑪乳児院等多機能化推進事業、⑫児童養護施設等体制強化事業、⑬養子縁組民間あっせん機関助成事業⑭⑮婦人相談員活動強化事業、⑯売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑰DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑱若年被害女性等支援モデル事業	
(2)	民間社会福祉事業助成費補助金(昭和50年度)	0.09億円(0.09億円)	0.09億円		1.2	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を行うことにより、児童委員の資質の向上を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する。また、通信制により児童福祉司の人材養成を行うことにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の体制の充実を図るものである。	
(3)	児童虐待防止対策費の共通経費(-)	0.3億円(0.3億円)	0.3億円		2	児童虐待防止に係る広報啓発等の支出を行うことにより、児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものである。	
(4)	児童相談体制整備事業費(平成27年度)	11億円(8億円)	2億円		2	児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)を広く一般に周知するとともに、携帯電話等からの着信については、ガイダンスではなくオペレーターが対応するコールセンター方式を運用し、児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談ができるようにするものである。	
(5)	児童虐待防止対策推進広報啓発事業(令和2年度)	-	-		2	・児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。 ・体罰の禁止を含めた体罰等によらない子育てについて、ポスター・リーフレットの作成・配布、インターネットを活用した普及啓発、新聞広告を活用した普及啓発、テレビスポットCMの作成といった様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施するものである。 ・これにより、体罰等によらない子育ての社会的認知度を高めることで、児童虐待防止対策に寄与するものである。	
(6)	子どもの死因究明体制整備モデル事業(令和2年度)	-	-		-	・子どもの死因究明(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往症や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。 ・具体的には以下の①～③を行う。 ① CDR関係機関連絡調整会議 医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調査会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。 ②CDRデータ収集・整理等 子どもの死亡に関する情報(医学的死因、社会的理由)を関係機関から収集し、標準化したフォーマット(死亡調査票:厚労科研究事業で作成中)に記録。 ③ 多機関検証委員会 死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット(死亡検証結果表)に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑤ 子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	全国展開(1,741市区町村)	全国展開	-	子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点
6 養育支援訪問事業の事業を実施する市町村数(アウトプット)	-	-	全市町村	令和2年度	-	-	1,741市町村	1,741市町村	-	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると判断される子どもや特定妊婦がいる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行うこととされている。これにより、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。目標値については、「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)において、定められた数値目標である。
7 乳幼児健康診査の未受診率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野12】	3~5か月児 4.6%	平成23年度	3~5か月児 2.0%	令和6年度	-	-	3~5か月児 3.0%	3~5か月児 2.8%	-	母子保健関連施策の中で、乳幼児健康診査事業は、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、妊婦健診や産婦健診、乳児家庭全戸訪問事業などに引き続いて実施されるものである。乳幼児健康診査においては、健診受診者の支援の必要性を把握するとともに、未受診者を必要な支援につなげることで、すべての親子に必要な支援を届けることができるものである。乳幼児健康診査を子どもに受けさせていない家庭は、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高いことが指摘されてる。未受診家庭の把握を通じて、虐待予防のための支援につなげることが重要であるため、未受診率を指標として設定した。目標値については、健やか親子21(第2次)について令和元年8月に中間評価を行った際に、既に最終評価目標を達成していた3歳児については、更なる向上を目指し、1歳6か月児の目標である3.0%を目指すこととされたため、見直し後の目標を令和6年度の目標値として設定した。また、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においてはは定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考) 平成27年度実績 3~5か月児:4.4%、1歳6か月児:4.3%、3歳児:5.7% 平成28年度実績 3~5か月児:4.4%、1歳6か月児:3.6%、3歳児:4.9%
	1歳6か月児 5.6%		1歳6か月児 3.0%		1歳6か月児 4.0%	1歳6か月児 3.8%				
	3歳児 8.1%		3歳児 3.0%		3歳児 6.0%	3歳児 5.4%				
					3~5か月児 4.5%	1歳6か月児 3.8%	3歳児 4.8%	集計中	-	

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(7)	妊娠・出産包括支援事業 (平成26年度)	36.3億円 (11.3億円)	38.0億円		-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦等に対して心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かい支援を行うための事業を実施することにより、子育て世帯の安心感を醸成することを目的としている。 ・ 具体的には以下の事業を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> (1)市町村事業 <ul style="list-style-type: none"> ①産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門家や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。 ②産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを行う「デイサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。 ③妊娠・出産包括支援緊急整備事業 産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施場所の修繕費を補助する。 ④子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行う。 (2)都道府県事業(妊娠・出産包括支援推進事業) 都道府県が人材育成のため研修を行う等、市町村に対し妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備する。 	
(8)	産婦健康診査事業 (平成29年度)	12.1億円 (12.1億円)	12.7億円		-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。 	
(9)	子ども・子育て支援交付金	1,187億円のうち数	1,303億円のうち数		6	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターの運営費について、地域子ども・子育て支援事業の中の利用者支援事業(母子保健型)において補助をしている。 乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業の運営費について、子ども・子育て支援交付金において補助をしている。 上記のように運営費の補助を行うことで、同センターの設置や各事業の実施を促進する効果があると見込んでいる。 	

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑧ 里親等委託の実施(委託率) (アウトカム)	10%	平成20年度	3歳未満児 75%	令和6年度	-	-	-	-	-	<p>「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、国においては、「概ね7年以内(令和8(2026)年度まで)(3歳未満は概ね5年以内(令和6(2024)年度まで))に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内(令和11(2029)年度まで)に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進するとされている。虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、里親等の家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。</p> <p>なお、各区分ともに、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難である。そのため、令和3年度において、令和2年度実績を評価する際には、各区分ともに、目標年度における目標値への達成に向けた進捗状況をもって、評価を行うこととする。</p>
			乳幼児 75%	令和8年度						
			学童期以降 50%	令和11年度	19.7%	20.5%	-			
9 特別養子縁組の成立件数	616件	平成29年	年間 1,000件	令和6年度	-	-	-	-	-	<p>「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内(令和6(2024)年度)に年間1,000人以上の縁組成立を目指すこととされている。虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、特別養子縁組を含めた家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。 実績値:616件(平成29年度末現在)</p> <p>なお、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難である。そのため、令和3年度において、令和2年度実績を評価する際には、目標年度における目標値への達成に向けた進捗状況をもって、評価を行うこととする。</p>

達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(10)	児童福祉施設整備費(平成17年度)	150億円(146億円)	157億円		—	児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るものである。	
(11)	児童保護費等負担金(昭和23年度)	1,266億円(1,174億円)	1,317億円		8.9	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもに対する支援の質の向上を図るものである。	
(12)	要保護児童対策費の共通経費(—)	0.06億円(0.06億円)	0.06億円		—	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研究会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出することにより、虐待等を受けた子ども等に対する自治体による支援の充実を図るものである。	
(13)	保健福祉調査委託費(平成20年度)	0.4億円(0.3億円)	0.7億円		—	施設内で行われているケアの現状について、詳細な調査・分析を行い、その成果を児童養護施設等の児童福祉施設や婦人相談所等で活用してもらうことにより、保護及び支援の充実を図るものである。	
(14)	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費(昭和元年度以前)	1.4億円(1.3億円)	1.4億円		—	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)の運営及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の運営に必要な経費であり、児童の自立支援及び全国の児童自立支援施設職員の養成等に資するものである。	
(15)	国立児童自立支援施設施設整備事業(平成29年度)	0.4億円(0.4億円)	0.4億円		—	国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所に必要な施設整備を行うものである。	
(16)	里親制度等広報啓発事業(平成28年度)	0.6億円(0.6億円)	0.7億円		—	児童相談所より委託を受けて社会的養護が必要な子どもの養育を行う里親制度・特別養子縁組制度について、民間等のノウハウを活用し、ポスター・リーフレットの作成やテレビ・新聞などマスメディアを活用するなど広報啓発を行い、里親制度・特別養子縁組制度の普及を図ることにより、里親への委託等を推進するものである。	
(17)	養子縁組民間あっせん機関職員研修事業(平成30年度)	0.2億円(0億円)	0.2億円		—	民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、子どもの最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施することにより、職員の人材育成を図るものである。	
(18)	里親養育包括支援(フォスタリング)職員研修事業(令和元年度)	—	0.3億円		—	里親養育包括支援(フォスタリング)業務においては、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親に対する研修、里親養育への支援などがあり、それらの業務を担う職員の十分な専門性と、支援を遂行するための資質・能力が求められることから、フォスタリング業務を担う職員が受講する研修事業を実施することにより、フォスタリング業務に従事する者の資質向上を図るものである。	
(19)	社会的養護出身者ネットワーク形成事業(令和2年度)	—	—		—	自立支援に関する啓発を行うとともに、支援団体や当事者団体の周知等を行うことで、児童養護施設の退所者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制の構築を図るものである。	
(1)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)(再掲)	189億円(84億円)	169億円		8.9	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスタリング)事業、⑩里親への委託前養育等支援事業、⑪乳児院等多機能化推進事業、⑫児童養護施設等体制強化事業、⑬養子縁組民間あっせん機関助成事業、⑭婦人相談員活動強化事業、⑮売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑯DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑰若年被害女性等支援モデル事業	

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
平成29年度	平成30年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度						
⑩	配偶者からの暴力被害者の来所相談件数(アウトプット)	32,281件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(32,403件)以上	前年度(32,281件)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定し、前年度実績を上回ることを目標としている。(参考)33,901件(平成27年度)、32,403件(平成28年度)	
達成手段4		補正後予算額(執行額)	令和2年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和2年行政事業レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度									
(20)	婦人保護事業費補助金(昭和22年度)	13億円(11億円)	13億円	—	—	売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うことにより、支援の実施、体制の整備等の促進を図るものである。						
(21)	婦人相談所運営費負担金(平成14年度)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円	—	—	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担することにより、相談、保護及び支援体制の整備の促進を図るものである。						
(22)	婦人保護事業費負担金(昭和31年度)	10億円(9億円)	9億円	—	—	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うことにより、保護体制の整備の促進を図るものである。						
(1)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)(再掲)	189億円(84億円)	169億円	10	10	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスタリング)事業、⑩里親への委託前養育等支援事業、⑪乳児院等多機能化推進事業、⑫児童養護施設等体制強化事業、⑬養子縁組民間あっせん機関助成事業、⑭婦人相談員活動強化事業、⑮売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑯DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑰若年被害女性等支援モデル事業						
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度			政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		292,835,406(272,120,904)			320,625,226							
施策方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの) ①「世界一安全な日本」創造戦略(犯罪対策閣僚会議決定) ②「少子化社会対策大綱」(閣議決定) ③すくすくサポート・プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定) ④第4次男女共同参画基本計画(閣議決定) ⑤第3次犯罪被害者等基本計画(閣議決定) ⑥ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ⑦自殺総合対策大綱(閣議決定) ⑧児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑨「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑩児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑪「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号) ⑫第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説					①平成25年12月10日 ②平成27年3月20日 ③平成27年12月21日 ④平成27年12月25日 ⑤平成28年4月1日 ⑥平成28年6月2日 ⑦平成29年7月25日 ⑧平成30年7月20日 ⑨平成31年2月8日 ⑩平成31年3月19日 ⑪令和元年6月19日 ⑫令和2年1月20日			①Ⅲ5(1)③ 児童虐待対策の推進 ② 5年間を目標(平成31年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を全都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施する ・小規模グループケアのか所数 1,870か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 390か所 ・里親等委託率 22% ③Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト ④Ⅱ 第7分野 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ⑤Ⅴ第2 2(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 ⑥3.(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備 ⑦7.(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援 ⑧児童虐待防止対策の強化に向けて「緊急に実施する重点施策」「児童虐待防止のための総合対策」を取りまとめた。 ⑨「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に係る事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。 ⑩児童虐待防止対策のための制度改正や、これまでの取組の実施について改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図る。 ⑪児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の必要の措置を講ずる。 ⑫来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置する。				